

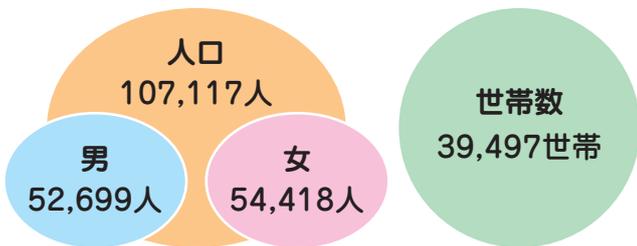
わちん

大和園にお越し頂くみなさんに思い出になるひと時を。。



管内の人口と世帯数

(平成28年3月1日現在)



【主な内容】

- 平成28年第1回もとす広域連合議会定例会開催 2
- 平成28年度歳入歳出予算 3
- もとす広域連合第4期広域計画について・
介護予防・日常生活支援総合事業について 4
- 介護相談員の募集・介護保険料～Q&A～ 5
- こんにちは「幼児療育センター」です・休日急患診療所のご案内 6
- 大和園 和デイサービス 7
- 地域包括支援センターだより 8

もとす広域連合議会定例会開催

平成28年第1回もとす広域連合議会定例会が、2月16日から2月26日までの11日間の会期で、本業市役所本庁舎3階の議場において開催されました。

今定例会では、条例の新規制定案、一部改正案、平成27年度補正予算案、平成28年度予算案、監査委員の選任同意案など併せて18件の議案が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決等されました。

提出議案（広域連合市長提出）

議案第1号 もとす広域連合第4期広域計画について

現広域計画の計画期間が平成27年度末で満了することに伴い、次期5カ年の広域計画を策定することについて、議会の議決を求めらるるもの。

議案第2号 もとす広域連合行政不服審査会条例の制定について

行政不服審査法（昭和36年法律第160号）の全部が改正され、新たな行政不服審査法（平成26年法律第68号）が施行されたため、新たに行政不服審査会に関する条例を制定するもの。

議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が施行されたことに伴い、必要となる条例の規定を整理するもの。

議案第4号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が施行されたことに伴い、人事等に関し必要な事項を定めるため、条例の改正を行うもの。

議案第5号 もとす広域連合議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）等の施行に伴い、条例の改正を行うもの。

議案第6号 もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

平成27年度の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うもの。

議案第7号 もとす広域連合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成26年法律第107号）の公布に伴い、定年前に退職する意思を有する職員の募集等の条件の見直しを図るため、条例の改正を行うもの。

議案第8号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険料の減免に関する申請の期限の変更を行うため、条例の一部を改正するもの。

議案第9号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定により介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されたことによる、関係条例の整備を行うもの。

議案第10号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条の規定による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、平成28年4月から地域密着型通所介護等の権限が保険者に移管されること等により、条例の改正を行うもの。

議案第11号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第6条の規定による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に基

づき、地域密着型サービスの基準とともに、地域密着型介護予防サービスの基準についても所要の改正が行われることから、関連する条例の改正を行うもの。

議案第12号 平成27年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3425万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億180万9千円とするもの。

議案第13号 平成27年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9453万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億3588万1千円とするもの。

議案第14号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1116万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億856万6千円とするもの。

議案第15号 平成28年度もとす広域連合一般会計予算について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4790万円と定めるもの。

議案第16号 平成28年度もとす広域連合一般会計特別会計予算について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億2960万円と定めるもの。

議案第17号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8060万円と定めるもの。

※平成28年度予算の詳しい状況については、3ページの「平成28年度歳入歳出予算」をご覧ください。



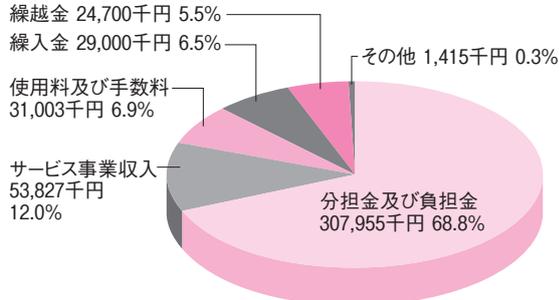
平成28年度歳入歳出予算

もとす広域連合の平成28年度予算の概要をお知らせします。

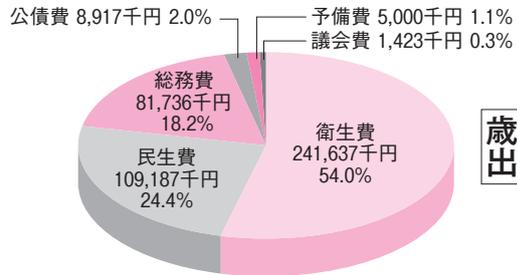
予算総額83億5,810万円(伸率△2.3%)

一般会計

4億4,790万円(伸率△9.8%)



歳入



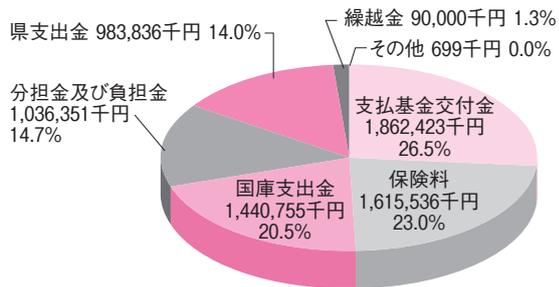
歳出

項目	金額(千円)	割合(%)
財産収入	481	0.1
国庫支出金	406	0.1
諸収入等	325	0.1
県支出金	203	0.0

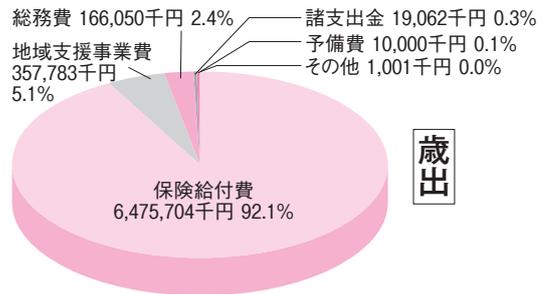
主な事業の概要

- 総務費の主な内容は、職員及び組織市町からの派遣職員の人件費をはじめ、公平委員会費、選挙管理委員会費、監査委員会費に係る経費です。
- 民生費では、幼児療育センターの養護訓練運営費に1億802万7千円を計上し、児童発達支援事業の充実と相談支援事業の強化を図ります。
- 衛生費では、休日急患診療所の運営費として1,538万3千円を計上し、休日における医療体制を維持します。また、衛生施設（し尿処理施設）の運営費として、2億2,625万4千円を計上しました。

介護保険特別会計 70億2,960万円(伸率0.0%)



歳入



歳出

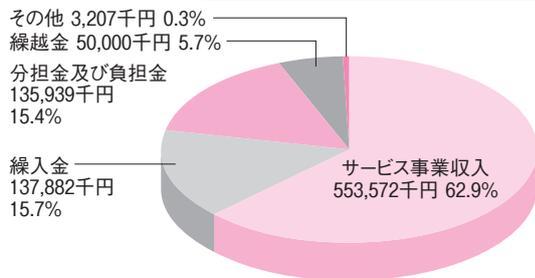
項目	金額(千円)	割合(%)
諸収入等	427	0.0
使用料及び手数料	240	0.0
財産収入	32	0.0

項目	金額(千円)	割合(%)
基金積立金	1,000	0.0
財政安定化基金拠出金	1	0.0

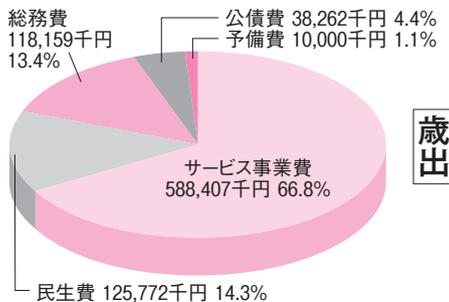
主な事業の概要

- 介護保険法の改正に伴う新たな事業、「介護予防・日常生活支援総合事業」を含む地域支援事業の充実のための経費として、3億5,778万3千円を計上しました。

老人福祉施設特別会計 8億8,060万円(伸率△14.2%)



歳入



歳出

項目	金額(千円)	割合(%)
諸収入等	3,111	0.3
財産収入	51	0.0
使用料及び手数料	45	0.0

主な事業の概要

- 老人福祉施設大和園（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所）の運営及び高齢者福祉サービス提供のための経費を計上しました。

もとす広域連合広域計画【第4期】を策定しました

広域計画は、広域的な政策や行政需要に的確に対応していくことを目的として設立された広域連合が、これを組織する地方公共団体やその住民に対して、事務処理に当たっての目標等を明確にし、広域的調整を図りながら広域行政を適切かつ円滑に行うために、策定するものです。

組織市町及びその住民に対して、もとす広域連合が行う事務の経緯、現状及び課題を説明するとともに、地域の実態や特性を考慮した上で、平成28年度から平成32年度までの5年間の中期的な視点に立った今後の取り組み方向（あるべき姿）及びそのための具体的な施策（対応）を示しました。

もとす広域連合広域計画【第4期】目次

第1部 計画の基本的事項

- 1 広域計画の役割
- 2 もとす広域連合広域計画（第4期）作成の趣旨
- 3 もとす広域連合広域計画（第4期）の期間及び改定
- 4 もとす広域連合広域計画（第4期）の推進方針
- 5 広域連合の設立と組織変更の経緯
- 6 もとす広域連合及び組織市町が処理する事務

第2部 個別事務に関する計画

- 1 介護保険事業
- 2 老人福祉施設 大和園
 - (1) 養護老人ホーム
 - (2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - (3) 老人短期入所施設（ショートステイ）
 - (4) 老人デイサービスセンター（通所介護）
 - (5) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）

- (6) 居宅介護支援事業所
- 3 療育医療施設
 - (1) 幼児療育医療センター
 - (2) 休日急患診療所
- 4 衛生施設（し尿処理施設）
- 5 分取林
- 6 障害支援区分認定審査判定業務等
- 7 その他の広域行政
- 8 公平委員会
- 9 その他の課題

<資料>

・もとす広域連合組織体制

もとす広域連合ホームページ
<http://www.kaigohoken.or.jp/>

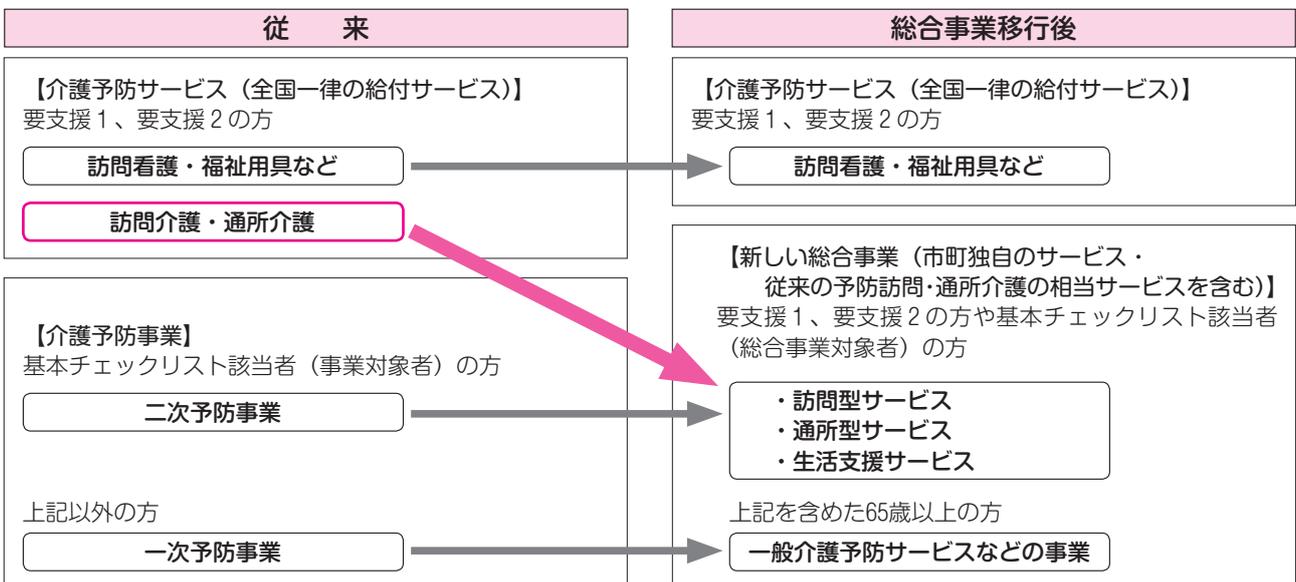
「介護予防・日常生活支援 総合事業（新しい総合事業）」が始まりました。

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象に、市町村がサービス内容を独自に決めて提供する介護保険事業です。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生活できるよう、ニーズに合った多様な介護予防と生活支援サービスを提供してまいります。要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

既に介護予防サービスを利用している高齢者の皆さんが従来のサービスを変わりなく利用できる体制を保持していくことを第一に考えつつ、介護予防・生活支援の充実を図るため順次、多様なサービスを提供してまいります。

※お問合せ・利用の際は、お住まいの市町の役所・役場の下記介護保険担当課又は地域包括支援センターにご相談してください。

瑞穂市役所 地域福祉高齢課	058-327-4126
瑞穂市地域包括支援センター	058-327-4118
本巣市役所 福祉敬愛課	058-323-7754
本巣市地域包括支援センター	058-324-5166
北方町役場 福祉健康課	058-323-1119
北方町地域包括支援センター	058-323-5540



介護相談員を募集します!

もとす広域連合では、施設での介護サービス向上を図るために介護相談員派遣事業を行っています。つきましては、利用者が安心して質の高いサービスを受けられるように、施設訪問をおこない、介護サービス利用者および利用者のご家族からの相談を受ける介護相談員を募集します。

- 募集人員 / 1名
- 活動内容 / もとす広域連合管内の介護保険施設を訪問して介護サービス利用者および利用者のご家族からの要望・不満等の相談を受け、施設事業者との「橋渡し役」になって問題の解消を図るとともに介護サービスの質の向上を目指します。
- 活動回数 / 月に6回程度、もとす広域連合管内の施設を訪問（1施設3時間程度）、および月に1回もとす広域連合本庁舎で開催される定例会に出席。
- 応募資格 / 瑞穂市、本巣市および北方町に住所を有し、福祉や地域活動に対して関心・熱意がある方。また、介護相談員研修（4日間で宿泊を伴う）に参加できる方。
- 任期 / 平成28年5月1日から平成30年3月31日まで
- 報酬 / もとす広域連合の条例に基づき支給。
- 募集期限 / 平成28年4月15日（金）17時まで（当日消印有効）
- 応募方法 / 履歴書に志望動機等を記載し、もとす広域連合介護保険課までお持ちいただくか、郵送してください。
- 選考方法 / 書類審査及び面接
- 選考結果 / 応募者全員に書面にて結果をお知らせします。
- 問い合わせ / もとす広域連合 介護保険課

〒501-0462 本巣市宗慶365番地 電話 058-320-2220



介護保険料 Q&A

介護保険料について、65歳になられた方からよくある問い合わせとその回答をご紹介します。

Q. 65歳以上の介護保険料は年金から引かれると聞いたけど、納付書が届いたが払ったほうがいいのか？

A. お支払いいただきます。65歳になられてから約1年程度は普通徴収（納付書または口座振替）でのお支払いとなります。約1年後の4月もしくは10月から特別徴収（年金天引き）になります。その際にご本人からの手続きは必要ありません。

解説 日本年金機構等の年金保険者から65歳になられた方の特別徴収（年金天引き）ができるという、もとす広域連合への連絡と、もとす広域連合から年金保険者へ特別徴収（年金天引き）の依頼等の事務手続きに約1年程度かかります。ただし、特別徴収（年金天引き）はすべての人が該当するわけではありません。問い合わせ例の他に次の場合は普通徴収（納付書または口座振替）で納めていただきます。

- 年金の受給額が年額18万円未満の場合
- 他の市区町村からもとす広域連合管内に転入した場合
- 所得の更正により、介護保険料が変更した場合
- 年金が一時差し止め、あるいは年金を担保にした場合

Q. 先日から65歳になって、介護保険料の通知がきましたが、まだ勤めている会社の給与からも介護保険料として引かれています。二重払いになっていませんか？

A. 二重払いにはなりません。65歳になられた月以降の介護保険料は、お勤めしている方でも自動的にもとす広域連合への支払いに変わります。

解説 会社の給与から引かれている介護保険料は、64歳までの分になります。ただし、医療保険の被扶養者に40歳から64歳までのご家族がおられる方は引き続きこの被扶養者の方の介護保険分が給与から引かれる場合があります。（全国健康保険協会及び健康保険組合により異なります。）40歳から64歳の方の介護保険料は加入されている全国健康保険協会または健康保険組合の算定方法に基づいて決定していますので、くわしくはお勤め先の医療保険担当者にお尋ねください。

こんにちはは幼児療育センターです。



この春、センター修了児八十名の子ども達が一年生になりました。文集よりお母さんの声をご紹介します。

就学先を決めるにあたって

療育センターには、一歳半から、三年半通いました。通い始めた頃は「もともと早生まれだし、他のお子さんより成長が遅いのは仕方がない」と、楽観的に考えていました。今考えれば、そのように考えた方が楽だったかもしれません。

成長していくにつれ色々な特徴ができました。椅子に座っていられなかったり、先生の話が聞けなかったり、集団行動がとれなかったり等…。年長に進級し、小学校入学に向けての説明をセンターで受けた時、通常学級の他に「特別支援学校」「特別支援学級（支援学級）」「通級指導教室（通級）」があること、自分の子は、何かしらの支援が必要であることを理解しました。説明を聞いた時は、通級を考えていました。また受診したクリニックでも通級を勧められました。しかし実際、小学校を見学し、通級にするか支援学級にするか十月の書類提出ぎりぎりまで悩みました。自分の子が実際に授業を受けているところを想像してみた時、支援学級で授業を受けていた生徒さんの様子に近い感じがしたからで

す。センターでの様子に加え、再度見学に行ったり、就学相談に参加したりして、最終的に支援学級に決めました。決定した今でも、本当にこれでよかったのかと思えますし、子どもにとってどのような小学校生活が待っているのか不安でしょうがないのですが、子どもにとって学校が嫌な所にならないように親としてしっかり見守っていかなければいけないと思っています。

正直、小学校就学でこんなに悩むとは思っておらず、それはセンターに通われた親御さん達みなさんに共通することだと思います。

年長になり、就学相談を受ける時になって、保育園での子どもの様子をほとんど知らない自分に気がきました。「保育園の様子はどつですか？」と聞かれても、行事等の様子しかわからず、ほとんど答えられなかったのです。どの学級に在籍して小学校生活をスタートさせるのか、それを決める時、保育園での集団適応や友達関係もとても重要です。

センターのグループ指導では、毎回子どもの様子を参観し、気づかされるのがたくさんありましたし、色々と親の相談にもしてもらえたので心強かったです。子どものありのままの姿を受け止め、支える親でありたいと思います。



もとす広域連合療育医療施設 休日急患診療所のご案内

● 診療日 / 日曜日、祝日（1月1日を除く）
1月2日、3日、8月15日（お盆）

● 診療科目 / 内科、小児科

● 診療時間 / 午前9時～正午
午後1時～4時

● 場所 / 北方町北方3219-125
（北方警察署東隣）

● 電話 / 0588-3233-0523
詳細については左記のとおり

● 診療日以外の電話※平日のみ（幼児療育センター）
0588-3233-0584

※休日急患診療所では休日等に急な発熱等、急病で困った時、身体の調子がおかしいなどという方のために診療を行います。当医療機関は良質かつ適切な医療を提供する体制を確保することを目的とし、地域の第1次医療機関としての役割を担っています。

※当番医につきましては、もとす医師会ホームページをご覧ください。
※受診時は医療保険証をご持参ください。
※薬は原則当日分のみの処方となります。



休日急患診療所 外観



診察風景



受付窓口

大和園

和デイサービス

～なごみでいいたより～

平成28年

なごみこぼなし



新しい年度が始まり、気持ちの良い春風に心がおどる季節ですね。

ご高齢になると、外に出掛けるのもおっくうで、天気の良いのに、一日テレビを見て過ごしてしまう方、意外と多いのではないでしょうか？

大和園にはきれいな桜並木があります。みなさんご存じですか？和デイサービスでは、ご来園頂いているみなさんと一緒に散歩に出掛け、花を見たり、春の風にあたって、季節を肌で感じて頂きながら、健やかな一日をお過ごし頂けます。

《どんな一日を過ごすの？》

朝のお迎え
(8:00～9:30)



バイタルチェックと入浴
(9:30～11:00)



リハビリ体操・脳トレ
(11:00～12:00)



昼食
(12:00～13:00)



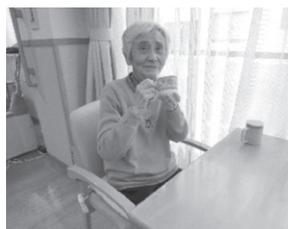
お昼寝・休憩
(13:00～14:00)



レクリエーション
(14:00～15:00)



コーヒータイムと
リハビリ体操
(15:00～16:30)



夕方のお送り
(16:30～)



～大和園 和デイサービスとは～

大和園 和デイサービスは地域密着型のデイサービスです。本巢市・北方町・瑞穂市にお住まいのみなさまに、いつでもお越し頂き、健やかな一日をお過ごし頂ける日帰りの社交場です。

地域のみなさまへ…

「家に閉じこもりがち」「外で誰かと交流したい」「外に出掛ける機会をもうけたい」「ひとりで出掛けるのは心配」「もっと元気になってもらいたい」「ひとり暮らしが心配」とお思いのご家族様、地域の皆様。ぜひ一度、お気軽に大和園へお問い合わせ下さい。

■開所時間／8:00～18:00

■サービス提供時間／9:30～16:30

※朝・夕食付、延長等ご相談承ります。

■相談時間／24時間（16:30以降のお問い合わせは翌営業日に担当者より折り返しご連絡致します。）

■相談窓口／0581-34-2555

助け合い活動をひろげましょう

～暮らしやすいまちづくりのために～

高齢になったとき、病気や障がい、要介護、認知症の状態になったとき、介護保険制度をはじめとする様々な制度によるサービスが利用できます。しかし、制度によるサービスでは対応できない問題もあります。友人や地域の人と交流を持ち、いきいきと暮らし続けていくために、助け合い活動が大きな役割を果たします。

● 助け合いで、地域での暮らしを安心してより豊かに

いざという時に駆けつけてくれたり、生きがいや楽しみを見つけたりできる場所はあなたの地域にありますか？まずは近隣同士のあいさつや声かけから始めてみましょう。

● 助け合い活動で健康づくり、仲間づくりを

活動に参加することは、自分自身の健康づくりや仲間づくりにつながります。また、災害時にも日頃からの活動を通じた地域の繋がりが大きな力を発揮します。

● 自分のできる範囲で楽しく

無理なく楽しく続けられることが大切です。まずは月に一度でも、興味のあることから始めてみてはどうでしょうか。

● ある時は助ける人、またある時は助けられる人

ある時には助けを必要としている人も、別の場面では助ける人になることがあります。困ったときに「助けて」と声をあげる人も地域づくりには重要です。

助け合い活動に参加してみたいと思ったら…

- 行政や地域包括支援センター、社会福祉協議会に相談してみる
- ボランティアやサポーターの養成講座に参加する
- 自治会、老人クラブ等で地域での暮らしの困りごとについて話し合ってみる

暮らしやすいまちづくりのため、
第一歩を踏み出してみませんか。



各市町の地域包括支援センターの連絡先

地域包括支援センターは行政機関等の相談窓口と連携をとっています。お気軽にご相談ください。

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階） 電話：058-327-4118 FAX：058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1（本巣市真正老人福祉センター内） 電話：058-324-5166 FAX：058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0452 本巣郡北方町高屋石末1丁目9番地（北方町総合体育館東隣） 電話：058-323-5540 FAX：058-323-5569